

令和2年度 第7回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

(公 開 用)

令和3年2月15日開催

高野町農業委員会

令和2年度 第7回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 令和3年2月15日（月）

●開会時刻 午前10時04分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員

1番 井阪 晴美	2番 木村 金男	3番 上田 静可
4番 柳 葵	5番 梶谷 廣美	6番 井手上 治己
7番 下名迫 勝實	8番 西辻 政親	
9番 泉平 和廣	10番 森脇 伸宜	

以上10名出席

●欠席委員

●事務局員 事務局長 小西 敏嗣
事務局員 辻本 香織・山越 愛梨・岡田 健司

●関係者

●議事事項

議案第8号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について

議案第9号 「農地法第3条の規定による許可申請」について

議案第10号 「農業委員会の「活動計画」及び「活動の点検・評価」について

報告第5号 「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について

その他

●議事内容 次のとおり

*****午前10時04分 開会*****

事務局（辻本香織）

定刻となりましたので、令和2年度第7回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席委員10名でございます。高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立していますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

おはようございます。さて、令和2年度残すところあと1か月半となりまして事業も大詰めとなってきております。本年度は、コロナ禍の中事業が急ブレーキ、急発進と常時うまく取り進めない状況もありました。そんな中、皆様には何かと御協力や御助言いただきまして感謝いたします。これからも少しでも前へ事業を進めたいと思いますので、どうか今後ともよろしくお願いいたします。

事務局（辻本香織）

ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員は、2番、木村委員、6番、井手上委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしくお願いいたします。

議長

改めまして、おはようございます。

先ほど言われましたようにあと1回、3月で今年度は終わりますけど、この2月にいろんな議題もございます。コロナでいろいろ大変ですけど、もうちょっとまだ続きそうですので、ワクチンができたと聞いてますが、まだまだここまで来るのはちょっと時間がかかると思います。なるべく外に出ていくときには、皆さん気をつけて下さい。

それでは、次第に沿って行っていきます。

議題第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について、農業経営基盤強化促進法、昭和55年法律第65号第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年2月15日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。
4ページを御覧ください。今回の申請は1件で継続でございます。
番号2-3、農地の所在。西富貴・・・ほか1筆でございます。場

所については5ページの航空写真を御覧ください。登記簿は田。現況地も田。合計面積は3.602平方メートル。権利設定は、賃貸借権でございます。利用権の設定を受ける者の住所、氏名。和歌山県和歌山市茶屋ノ丁2-1、公益財団法人和歌山県農業公社理事長下宏氏です。利用権の設定をする者、住所、氏名。和歌山県伊都郡高野町大字西富貴・・・番地、・・・氏です。利用目的は水田・野菜です。期間は5か年、賃料は年間3万5,000円です。本申請に当たっては、紀北かわかみ農業協同組合に書類作成等のお手伝いをしていただいております。今回の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので許可相当と考えております。御審議よろしくお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明などございましたが何か御意見、御質問などございませんか。ないですか。

ないようですので、議案第8号については承認したいと思います。

続きまして、議題第9号「農地法3条の規定による許可申請」について事務局より説明、よろしく願います。

事務局（辻本香織）

議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」。別添の農地につき、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。

令和3年2月15日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。

今回の申請は26件でございます。

農地の所在、高野町大字下筒香・・・番ほか25筆で、場所については39ページから44ページの航空写真を御覧ください。登記簿地目は、東原・・・番、・・・番、・・・番、・・・番、・・・番。北又西ノ方・・・番、・・・番。みノ又・・・番の・・・番の・・・。中筒香宮ノシモ・・・番、・・・番の・・・につきますは、畑。現況地目も畑。それ以外は田、現況地目も田でございます。農振区分は、東原・・・番につきますは、農振地内。その中は農振地外でございます。面積は、8,652平米です。権利の種類は贈与による所有権の移転です。譲渡人の住所、氏名は・・・・・・、・・・・・・氏。申請事由は農業経営基盤を縮小したいとのことです。譲受人の住所、氏名は・・・・・・、・・・・・・氏でございます。申請事由といたしましては、農業経営をしたいとのことです。

補足説明といたしまして、現地調査につきましては2月3日に事務局と泉平委員と実施いたしました。後ほど泉平委員より報告があります。詳細については、12ページの調査書を御覧ください。

1号の全部効率利用要件については、花木の栽培を行うと共に所有する機械の能力、農作業に従事する状況から見て、農作業耕作従事事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できることが見込まれるため、該当いたしません。

また2号の法人要件及び3号の信託要件につきましては、個人のため適用はありません。

4号の農作業従事要件につきましては、譲受人が年間150日、家族経営者として妻が150日農業に従事すると見込まれる計画であるため該当しません。

5号の下限面積につきましては、高野町は全域で10アールの設定でございます。今回の取得面積合わせて86.52アールのため該当いたしません。

また6号については、所有者以外の権限で耕作している者がいないため該当しません。

次に7号の地域調和要件につきましては、取得する農地で花木の栽培を行い、効率的な農業経営を目指すとのことでございます。今回の申請地の位置から見て、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のおり書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各項には該当しないので、許可相当と考えております。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。
続きまして、現地報告について泉平委員にて報告をお願いいたします。

泉平委員

9番泉平です。議案第9号について、令和3年2月3日に事務局の辻本係長、岡田主査と共に現地調査を行いました。

当該申請地においては、以前より高野槇が植えられております。申請者は今回取得の農地で引き続き花木の栽培を行い、安定的な農業経営を目指すことから引き続き取得した農地も効率的に耕作することが見込まれます。

事務局説明のとおり現地において、農地法第3条の許可相当と判断したので報告を終わります。

議長

ありがとうございました。
御意見とか御質問ございませんか。
はい、どうぞ。

下名迫委員

・・・さんて何しとる。もともと農業ですか。

事務局（辻本香織） ……のほうで自営業、会社を経営しているらしいです。もう籍のほうも下筒香のほうに移してまして、休日に帰って来たりして農業をするということでございます。

議長 ほかにないですか。
第9号については許可したいと思いますけど、いいですか。
はい、どうもありがとうございました。
続きまして、議題第10号「農業委員会の「活動計画」及び「活動の点検・評価」について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織） はい。
議案第10号「農業委員会の「活動計画」及び「活動の点検・評価」について」。農業委員会の適正な事務実施について、平成21年1月23日付、20経営第5791号、経営局長通知。令和2年度の点検・評価結果(案)及び令和3年度の目標とその達成に向けた活動計画(案)を作成したので審議願いたい。

令和3年2月15日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。
記。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)。
令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)は別紙のとおりでございます。

本案件につきましては、農業委員会の判断の透明性、公平性、公正性が内部、外部を問わず求められており、点検評価と計画の案を作成し、地域からの意見聴取を得て、決定することになっております。なお、委員の皆様にも事前にお渡ししておりました点検・評価案の精査をお願いいたしましたので、修正箇所がありましたら教えていただきたく思いますので、よろしく願います。どこか、この文書がおかしかったよとかいうところがございますでしょうか。

では、一つずつ説明をさせていただきます。

ここでその案としていただいた場合でも、修正していただいた場合でもこの活動の点検・評価案と活動計画案は30日間、高野町のホームページに掲載し、住民の意見を求めます。意見の有無にかかわらず締切後は案を作成して、決定事項としてホームページに掲載いたしますので、よろしく願います。

それでは改めまして、46ページを御覧ください。「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」、ローマ数字1につきましては市内の農地面積や農家数を記載したものでございます。お目通し、よろしく願います。

続いて右側のII「担い手への農地の利用集積・集約化」というところでございます。集積目標は、1ヘクタールですけれども、結果

としては0.2ヘクタールになりました。

続いて47ページの左側のⅢ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」というところなんですけども、27年度に株式会社アコモファーム紀州。29年度に株式会社三ツ星ファームが新規参入いたしました。それ以後の新規参入はございませんので、ゼロになっております。

その次の2番目の「令和2年度の目標及び実績」ということで、解消目標1ヘクタール。昨年度末の時点で、遊休農地だったものから解消していくものを1ヘクタールと定め、解消実績は1ヘクタールで達成状況は100%になっております。右側の2番のところで目標1だったのが1ヘクタールでしたので、今年は100%の達成になっております。

続きまして、50ページの「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」ですけれども、右側のⅡの1「現状及び課題」ということで、山間地域が多く担い手が少ないため、集積が困難である状況とこれに対し、貸手、借手の意向把握や情報収集に努め、面積拡大を推進することを計画とさせていただいております。

続いて、その下のⅢ「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」のほうでは、新規参入者に関して、山間地で条件不利益地域であることを鑑み、就農により魅力を感じる農作業の推進を図ると共にこういった情報、広報誌、広報等で情報発信すること。農業施策の意見書に意見を記すことを記載しております。

最後に51ページのⅣ「遊休農地に関する措置」のところでは、耕作放棄地の大変苦慮していること。地域一丸と拡大を防止することを記載し、農地利用状況調査に関する実施時期等について記載しております。

最後にⅤ「違反転用への適正な対応」につきましては、これまでどおりふだんの見回り等を行っていただいている状況と、令和3年度の活動計画を記載しております。

以上、説明及び朗読とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長

はい、ありがとうございました。何かこれについて御質問とかないですか。えらい今、細かいことを書いてもらってますので、読みだりするのが大変やと思いますけど、またお目通しいただいて、もう一度確認していただきたいと思います。

それではこの議題について承認したいと思います。いいですか。

続きまして、報告第5号「農地法3条の3第1項の規定による届出」について事務局より説明願います。

事務局（辻本香織） 報告第5号「農地法3条の3第1項の規定による届出」について、農地法第3条の3第1項の規定について、農林水産省令で定めるところにより別紙農地について、届出があったので報告します。

令和3年2月15日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。

本案件は、議案53ページの記載のとおり東富貴字大石・・・番の・・・を含む計8筆の相続による農地の権利取得の届出がありました。申請者の住所は、・・・・・・氏です。農林水産省の定めにより事務局長専決事項として申請者に受理通知書を交付いたしました。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

これについて何か御意見などございませんか。いいですか。

ないようですので、報告事項第5号につきましては以上とさせていただきます。

以上で今日予定しました議案審議は全て終了いたしました。

その他について、事務局より説明をお願いします。

事務局（辻本香織） すみません。前回でしょうか。以前、お渡しさせていただきました農業委員会の手帳と農業委員会の活動記録セットなんですけれども、令和3年の祝日に変更になっていますので、おわびが農業会議所のほうから届いております。また帰って御覧になっていただけたらと思うんですけど、祝日の変更がありまして、海の日はオリンピック開会式前日の7月22日木曜日になります。スポーツの日は開会式当日の7月23日金曜日。山の日は閉会式の8月8日日曜日とし、翌9日月曜日は振替休日となっておりますということです。ちょっとカレンダーのほうを早く作っておりますので、間違いがありますので申し訳なかったですということでございます。

それと机の上に農政情報を配らせていただきました。

以上でございます。

議長

これで会議は審議が終わりましたので、閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

*****午前10時30分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なこ

とを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会長 _____

署名委員 2 番 _____

署名委員 6 番 _____